

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事

小 池 百 合 子

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：小平・村山・大和衛生組合
代表者：管理者 小林 正則
所在地：東京都小平市中島町 2 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都小平市中島町 2 番 1 号 他

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。